平成２８年（フ）第５０５号
兵庫県加古川市野口町長砂78番地の３
債務者　佐々木壽子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木1048番地　カンタベリー103号室
債務者　水本　賢吾
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６号
兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目104番地２　セイトピアＢ102
債務者　安永　豊明
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５号
兵庫県高砂市伊保崎１丁目７番23号
債務者　新澤　健男
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県加古川市野口町水足283番地の２　エミールハイツⅡ－101号、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口847番地　北聖荘310号
債務者　古西　妙子（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９５号
奈良市川上町281番地　ケアハウス万葉222号
債務者　西田多惠子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団11－404
債務者　三好　好二
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団11－404
債務者　三好　博子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４４号
鳥取県米子市錦町３丁目122番地６　402号
債務者　牧野　和美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８２９号
広島県東広島市西条町田口1893番地１　コーポＢｉｇＯｎｅ　Ｃ１－11
債務者　京和泉淳平
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７０号
広島市中区東白島町19番84－902号
債務者　野中　暢之
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘１番40－105号　山根ビル府中
債務者　冨士本　徹
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３１号
福岡県久留米市田主丸町豊城100番地20
債務者　国武　　勇
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２６２号
福岡県久留米市大手町５番地33　川島第２ビル602号
債務者　畠中　道子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２６７号
福岡県久留米市津福今町435番地３　寿アパート202号、前住所福岡県久留米市東櫛原町648番地１　権藤ビル110号
債務者　岡部　恵子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７２３号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　赤木　博文
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７１号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地114、前住所福岡県糟屋郡志免町田富一丁目13番14号
債務者　古賀由香里
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部